

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【公表番号】特表2010-502435(P2010-502435A)

【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2009-527470(P2009-527470)

【国際特許分類】

C 02 F 1/469 (2006.01)

B 01 D 61/46 (2006.01)

【F I】

C 02 F 1/46 1 0 3

B 01 D 61/46 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多孔質電極を形成する方法であつて、

電極材料を溶液中に懸濁させ、

水不溶性バインダーを上記溶液に添加して混合物を形成し、

上記混合物を攪拌し、

上記混合物を脱イオン水溶液、アルコール系溶液、エタノール溶液又は水性エタノール

溶液中に懸濁させて、スラリーを形成し、

上記スラリーを基体上に塗布する

ことを含んでなる方法。

【請求項2】

前記電極材料が、カーボン、カーボンナノチューブ、グラファイト、カーボンファイバー、カーボンクロス、カーボンエーロゲル、金属粉末、金属酸化物、導電性ポリマー及びこれらの組合せからなる群から選択される、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記電極を高圧でプレスし、該電極を高温で乾燥する電極の仕上げ加工をさらに含んでなる、請求項1又は請求項2記載の方法。

【請求項4】

前記塗布することが、ステンレススチール、グラファイト、チタン、白金、イリジウム、ロジウム及び導電性プラスチックからなる群の材料で形成された基体上に前記スラリーを塗布することからなる、請求項1乃至請求項3のいずれか1項記載の方法。

【請求項5】

前記塗布することが、プレート、メッシュ、フォイル又はシートの形態の基体上に前記スラリーを塗布することからなる、請求項1乃至請求項3のいずれか1項記載の方法。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか1項記載の方法によって形成された、10～10000m<sup>2</sup>/gの範囲の表面積を有する導電性多孔質部分を含む多孔質電極。

【請求項7】

さらに、前記多孔質部分に近接して基体を含む、請求項1記載の電極。

【請求項8】

前記基体がプレート、メッシュ、フォイル及びシートからなる群のいずれかである、請求項7記載の電極。

【請求項9】

前記基体が、ステンレススチール、グラファイト、チタン、白金、イリジウム、ロジウム及び導電性プラスチックからなる群の材料で形成されている、請求項7記載の電極。

【請求項10】

前記基体が、導電性コーティングで被覆された非導電性材料で形成されている、請求項7記載の電極。